

令和7年度吹上秋祭り出店要領

1 各区分の出店要件

出店者は、出店を希望する区分の要件をすべて満たすものとする。

■ 飲食、菓子などの製造の販売

- ・ 飲食で出店申込ができるものは、日置市内に販売店舗を有し、申請日からイベント開催までの期間において営業実績があること。（主催者が認めるものは除く）
- ・ 販売可能物品は、通常事業者において扱っている品物、飲食の販売に限る。ただし、主催者が認めた場合はこの限りでない。
- ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。

■ キッチンカー

- ・ 出店申込ができるものは、日置市内に住所を有しているもの。
- ・ 販売可能物品は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）に限る。
- ・ 会場内で調理販売する場合は、営業許可書の営業種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業、喫茶店営業であること。
- ・ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有していること。
- ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。

■ 雑貨・ハンドメイド雑貨、ワークショップ

- ・ 販売可能物品は、出店者自身において制作した作品（アンティーク雑貨の販売は加工されたもののみ可）及びワークショップに限る。
- ・ 委託販売、代理販売、セレクトショップ形式での出店は認めない。

2 出店条件

出店者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本イベントの趣旨に賛同し、SNSや店頭ポスター及びチラシなどにより、本イベントの告知を行うこと。
- (2) 宗教的活動又は政治的活動に該当しないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過した者、暴力団等と密接な関係にない者。
- (4) 出店の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 市場価格を基準とし、不当な価格での販売等をしないこと。
- (6) 指定された日時及び場所以外において、営業行為（呼込み等を含む）を行わないこと。

- (7) イベントの運営に支障をきたす行為をしないこと。
- (8) 運営側の指示に従うこと。

3 出店日、販売時間、会場、出店場所

出店日は令和7年12月7日(日)、販売時間は午前10時から午後3時とする。会場は、JAさつま日置吹上支所駐車場(日置市吹上町中原2763-1)。出店場所については、運営側で決定する。

4 準備及び片付け

出店に必要な設備及び備品は、次のとおり各自で準備すること。また、撤収時は、出店者の責任において、適正に片付けを行い原状に戻すこと。

■テント、机、イス

出店に係るテント、机、イスは、出店者において用意すること。テントを設置する場合は、重しによる固定を必須とする。

※キッチンカー以外の出店(展)については、運営側で1区画につき机2台、イス2脚を上限に用意する。

■火気

火気の使用は可能とするが、設備(電源を含む)は、出店者において用意すること。また、火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。

■水道

各自、貯水タンク等を設置すること。

■ゴミ箱

会場内にゴミ箱は設置しません。ゴミの発生が予想される出店者は必ず出店スペースにゴミ箱を設置し、お客様にゴミは店舗へ返却するよう周知すること。

5 営業許可申請

飲食物を販売する場合は、保健所への臨時営業許可申請が必要です。出店者の責任において各種法令を確認の上、各自で必要な申請等を行い、11月20日(木)までに事務局に許可書等の写しを1部提出すること。

6 出店料

各ブースの1日あたりの出店料は次のとおりであり、支払方法や支払期限は、出店決定後に通知する。

出店区分	出店料
飲食、特産品、菓子などの製造・加工品	4,000円 (テント持込みの場合 3,000円)
キッチンカー	4,000円
雑貨・ハンドメイド雑貨、ワークショップ	4,000円 (テント持込みの場合 3,000円)

7 出店申込み

出店を希望する者は、出店(展)申込書を持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により、令和7年10月17日(金)午後5時(必着)までに提出すること。

【提出先】

吹上秋祭り実行委員会事務局(日置市商工観光課内)

担当：堀之内・藤川

〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

電話：099-248-9409 FAX：099-273-3063

Mail：kanko@city.hioki.lg.jp

8 出店の決定

出店の決定は、実行委員会において出店申込書の審査を行い、出店の許可・不許可を決定し、その結果を出店申込者に通知する。

9 出店の取消等

出店要領に違反していることが認められる場合は、出店の取消又は今後の出店禁止などの措置をとる。

10 その他注意事項

・天災及び荒天等、不可抗力が原因のイベント開催中止によって生じた損害などについては、補償しない。

・出店者の都合により出店を辞退する場合は、いかなる場合、出店料の返金はしない。

・運営側は、出店者の提供した飲食物による食中毒や提供するサービスに関するトラブルについては、一切責任を負わず、トラブルが発生した場合は、出店者の費用と責任において対応すること。